

組合員証等の更新並びに有効期限の延長及び検認について

平成12年 7月24日 蔵計第1824号
大蔵大臣から各省各庁共済組合代
表者、各財務(支)局長等、日本
医師会会長等あて通知
改正 平成15年 3月31日財計第 944号

標記のことについて、下記のとおり実施することと定めたので通知する。

記

衆議院、参議院、法務省、外務省、農林水産省、厚生省第二、裁判所、会計検査院、刑務、防衛庁、郵政省、印刷局、造幣局、林野庁及び連合会職員の各共済組合の組合員証等の更新 …… 別紙 1

総理府、大蔵省、文部省、通商産業省、運輸省、厚生省、労働省、防衛施設庁及び建設省の各共済組合の組合員証等の有効期限の延長及び検認 …… 別紙 2

社会保険職員共済組合の組合員証等の検認 …… 別紙 3

附 則 (平成15年3月31日財計第944号)

この改正は、平成15年の4月1日から適用する。

(別紙 1)

組合員証等の更新について

国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)。以下「施行規則」という。)第92条第1項(第95条第4項、第105条の4第8項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく共済組合員証、遠隔地被扶養者証、特定疾病療養受療証、船員組合員及び船員被扶養者証(以下「組合員証」という。)の更新等については、下記の1から8により、施行規則第99条の3第4項の規定に基づく標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)の更新等については、下記の9から12により実施するものとする。

(組合員証の更新の実施時期について)

- 1 組合員証の更新は、本年9月中に実施することとする。

(組合員証等に記載するコード番号について)

- 2 組合員に新たに交付する組合員証等の「発行機関」の「組合(保険者)番号、名称及び印」欄に記載する組合(保険者)番号は、同欄の名称及び印の上部余白の中央に昭和49年7月25日付蔵計第2419号通達「共済組合員証等の更新について」別表又は昭和59年5月31日付蔵計第1527号通達「組合員証等に記載するコード番号について」別表に定める組合のコード番号を記入すること。

(コード番号の記入について)

- 3 上記2により記入するコード番号は、次の枠内にゴシック体で記入すること。

	40mm			
8mm				
	管 掌 番 号	都 道 府 県 番 号	保 険 者 番 号	検 証 番 号

(新たに交付する組合員証等の交付年月日等について)

- 4 新たに交付する組合員証等の交付年月日は、組合員に交付する年月日とし、有効期限は平成17年9月30日とする。ただし、任意継続組合員で同日前に任意継続組合員の資格を喪失する日が到来する者に係る組合員証の有効期限は当該任意継続組合員の資格を喪失する日の前日とする。

(組合員証等の回収について)

- 5 新たに交付する組合員証等の交付と引き換えに、現在交付している組合員証等を回収することとする。
- 6 組合員証の紙質は、色上質特厚口水彩とする。

(見本略)

- 7 削除

(組合員証等の印影の印刷について)

- 8 新たに交付する組合員証等の用紙にあらかじめ支部の住所、名称及び支部長印の印影を印刷することについては、差し支えない。なお、その取扱いにあたっては在

庫管理当を厳格に行うこと。

(減額認定証の更新の実施時期について)

9 減額認定証の更新は、本年9月中に実施することとする。

(新たに交付する減額認定証の交付年月日について)

10 新たに交付する減額認定証の交付年月日は実際に交付する年月日とし、有効期限は従前の減額認定証に記載の有効期限と同一とする。

(減額認定証の紙質について)

11 減額認定証の紙質は、前記6と同様とする。

(減額認定証の印影の印刷について)

12 新たに交付する減額認定証の用紙にあらかじめ支部の住所、名称及び支部長印の印影を印刷することについては、差し支えない。なお、その取扱いにあたっては在庫管理等を厳格に行うこと。

(別紙2)

組合員証等の有効期限の延長及び検認について

国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。)第92条第1項(第95条第4項、第99条の2第4項、第105条の4第8項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、施行規則第89条、第95条第2項、第99条の2第2項、第105条の4第5項及び第125条第1項の規定により交付された共済組合員証、遠隔地被扶養者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、船員組合員証及び船員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)の有効期限の延長及び平成12年度における検認は、下記により実施するものとする。

記

(組合員証の有効期限の延長について)

- 1 組合員証等の有効期限は、平成12年12月31日となっているところであるが、省庁再編が平成13年1月6日に行われることになったことに伴い、現在交付している組合員証等に有効期限延長の旨を押印することにより有効期限を延長することとする。

延長する有効期限は、平成13年1月5日とする。ただし、同日前に資格を喪失する日が到来する者に係る有効期限については、当該資格を喪失する日とする。

(平成12年における検認について)

- 2 有効期限の延長に併せて、組合員証の検認を行うものとする。なお、検認を行うにあたっては、次の点に留意すること。

提出された組合員証等については、組合員原票等と照合して組合員の資格の有無を確認すること。

被扶養者を有する組合員に係る組合員証等の検認については、被扶養者認定の可否につき、施行規則別紙第10号による被扶養者申告書の提出を求め、再確認を行うとともに、組合員原票等を整備し、無資格者の排除に努めること。

検認のために回収した組合員証等の療養給付記録欄等の記載事項については、できるだけ診療報酬請求明細書の諸事項と照査する等適宜の措置を講じ、適正給付が図られるよう努めること。

組合は、組合員証等の検認を実施するにつき、組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式1により「共済組合員資格証明書」を発行し、これらの者の受診に支障のないよう措置を講ずること。

この場合において、当該共済組合員資格証明書には、組合(保険者)番号を組合員証における共済組合員コード番号の記載方法に準じて記載することとする。

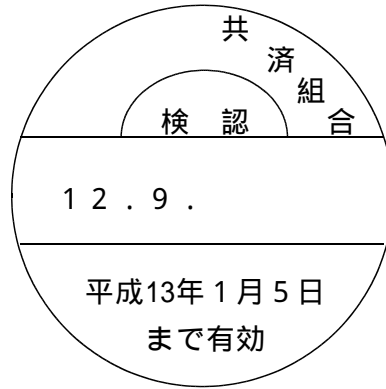
(有効期限の延長の旨の押印及び検認印について)

- 3 組合員証等の有効期限の延長の旨の押印及び検認は、本年9月中に実施することとし、この証として、組合員証の第1面の右下に別紙様式2による検認印を押印し、有効期限の延長及び検認の事跡を明確にした後、直ちに組合員に交付すること。
- 4 本年10月以降、既存の用紙を用いて新規に交付する場合については、前項の検

認印を押印して使用するものとする。

なお、新たに用紙を印刷する場合の有効期限は、平成13年1月5日とする。

別紙様式 2



(備考) 大きさは、直径25ミリメートル以下とする。

(別紙3)

組合員証等の検認について

国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。)第92条第1項(第95条第4項、第99条の2第4項、第105条の4第8項及び第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、施行規則第89条、第95条第2項、第99条の2第2項、第105条の4第5項及び第125条第1項の規定により交付された共済組合員証、遠隔地被扶養者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、船員組合員証及び船員扶養者証(以下「組合員証等」という。)の平成12年における検認は、下記により実施するものとする。

記

(平成12年における検認について)

1 組合員証等の検認を行うにあたっては、次の点に留意すること。

提出された組合員証等については、組合員原票等と照合して組合員の資格の有無を確認すること。

被扶養者を有する組合員に係る組合員証等の検認については、被扶養者認定の可否につき、施行規則別紙第10号による被扶養者申告書の提出を求め、再確認を行うとともに、組合員原票等を整備し、無資格者の排除に努めること。

検認のために回収した組合員証等の療養給付記録欄等の記載事項については、できるだけ診療報酬請求明細書の諸事項と照査する等適宜の措置を講じ、適正給付が図られるよう努めること。

組合は、組合員証等の検認を実施するにつき、組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、別紙様式1により「共済組合員資格証明書」を発行し、これらの者の受診に支障のないよう措置を講ずること。

この場合において、当該共済組合員資格証明書には、組合(保険者)番号を組合員証における共済組合員コード番号の記載方法に準じて記載することとする。

(検認印について)

2 組合員証等の検認は、本年9月中に実施することとし、この証として、組合員証の第1面の中央下に検認年月日(実際に検認した年月日)を示した検認印を押印し、検認の事跡を明確にした後、直ちに組合員に交付すること。

別紙様式 1

共 済 組 合 員 資 格 証 明 書					
		交 付 年 月 日	平 成	年	月 日
		有 効 期 間	自 平 成 至 平 成	年	年 月 日 月 日
所 属 共 済 組 合	所 在 地		組 合 (保 険 者) 番 号	┆	┆
	名 称				
組 合 員	組 合 員 証 記 号 番 号				
	氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日			
	現 住 所				
	資 格 取 得 年 月 日	年 月 日			
受 給 者	氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日			
	現 住 所				
	組 合 員 と の 続 柄				
証 明 書 発 行 の 理 由					
<p>上記の者は、当組合の組合員（被扶養者）で現に療養を受ける資格を有することを証明する</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">発行機関名称 印</p>					

備考 有効期間は、最小限の期間とし、交付の日から1月を超えないものとする。